

令和6年度（第63回）千葉県公衆衛生学会演題募集要領

1 演題登録及び抄録原稿の提出

(1) 応募資格

この学会で発表できる者は、千葉県公衆衛生協会会則の目的に賛同する者である。

(2) 応募方法

この学会で発表しようとする者は、本要領及び抄録原稿記載例（別紙1）を参照の上、所定の事項をもれなく記載して、令和6年度（第63回）千葉県公衆衛生学会演題登録（別紙2）（以下、「演題登録」という。）及び抄録原稿を提出すること。

なお、抄録原稿記載例（別紙1）及び演題登録の様式は、以下のホームページからダウンロードし作成すること。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kenkouken/koushuueisei/>（千葉県公衆衛生学会）



QRコード

(3) 発表者の制限

演題登録の応募は、原則1人1題とする。ただし、共同研究者としての記入はこの限りではない。

(4) 倫理指針

内容が倫理的考慮を必要とする場合は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」【令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号 ※令和5年3月27日一部改正まで反映したもの】に留意すること。

併せて、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス ※令和6年4月1日一部改訂まで反映したもの」も参照すること。（詳細はホームページ参照）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/>

(5) 抄録原稿提出方法

	保健所設置市以外の市町村	左記以外 (県保健所、千葉市、船橋市、柏市、 その他団体)
① 提出方法	原則としてメールにより提出	
② 提出期限	令和6年11月20日（水）必着	令和6年11月25日（月）必着
③ 提出先	所轄の県保健所	千葉県公衆衛生協会事務局 ※下記（6）

※原稿が届き次第審査を始めるため、県保健所は管轄市町村から原稿が提出され次第、自施設分を待たずに随時千葉県公衆衛生協会事務局へ提出すること。

※メールで提出の際は、必ず「開封確認の要求」を設定すること。事務局が開封した旨の通知が届かない場合は、必ず下記担当宛て11月26日（火）までに電話で問合せること。

(6) 応募先（県保健所、千葉市、船橋市、柏市及びその他団体）

千葉県健康福祉部健康づくり支援課内 千葉県公衆衛生協会事務局（担当：石井・山崎・清水）

電話 043-223-2661 E-mail koshueiseigakukai@mz.pref.chiba.lg.jp

(7) 演題採択通知等

提出された演題登録及び抄録原稿をもとに演題の採択の可否を審査し、令和7年1月中旬までに応募者及びその所属長に採択の有無を通知する。採択の有無検討の際、演題に修正が必要であると判断される場合等、事務局または事務局が検討を依頼した事業主管課より連絡が入ることがある。

採択された演題は、差し替えは認められない。

なお、採択保留になった場合は、追加で審査資料等を提出いただき、改めて採択の可否を審査の上、後日採択の可否を通知する場合もある。

2 抄録作成の留意点

(1) 抄録原稿の書き方

- ア 抄録原稿は、抄録原稿記載例（別紙1）を参考に、図表を含めて読みやすく分かりやすいようにA4サイズ1枚に作成すること。
- イ 抄録原稿は必ずWordで作成し、「Word 2016」以降のバージョンを使用すること。
フォントは9ポイント以上、印字は黒を使用、上下余白を各20mm、左右余白を各15mm設け、図表を含め内容については余白にはみださないように記載すること。
- ウ 「演題名」のフォントは14ポイントでMS明朝（太字）とする（字数が多い場合等は変更も可）。
- エ 「氏名（所属）」欄には、最初に発表者の氏名を記載し、上付きでふりがなをふること。共同研究者のある場合には欄内に連記し、最後に判別可能な程度に省略した所属を（ ）で囲んで記入すること。他に同名の所属がある等紛らわしい場合は、千葉県（市）～等、識別できるように記すこと。
- オ 「要旨」欄には、特に新しい点、強調したい点、公衆衛生活動に寄与と思われる点等を簡潔にまとめること。
- カ 文中には必ず研究の目的、方法、結果を具体的に記入し、単なる予報程度、あるいは結果が書かれていないと判断される場合には、再度提出を願う場合もある。
- キ 引用文献は記入しないこと。

(2) 抄録原稿の文体

- ア 抄録原稿は原則として日本文とする。図表の説明文は英文でもよいが、分かりやすく記入すること。
- イ 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用い統一すること（西暦と和暦や「,」と「、」などが混在しないように）。
- ウ 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられる単位、符号、略語及び表現には、必ず簡単な説明を加えること。
- エ 外来語はカタカナで書き、外国人や適当な日本語訳のない術語などは原語を用いること。

3 学会の発表方法等について

(1) 学会当日の発表について

- ア 学会発表は、抄録集をもとに発表討論を行うものとする。
なお、パワーポイントの操作は本人又は共同研究者等が行うものとする。
- イ 発表当日、パワーポイントの動作確認をする場合は、12時30分までに済ませておくこと。
- ウ 1題の発表時間は7分以内とし、追加発表及び討論は原則的に1演題ずつ行うものとし、その時間は3分以内とする。

(2) パワーポイントデータについて

- ア パワーポイント表示用のソフトは「PowerPoint 2016」以降のバージョンを使用すること。スライドのサイズは「**ワイド（16：9）**」とすること。
※ツールバー「デザイン」タブ内「スライドのサイズ」から変更可能。
- イ 演題の採択通知受理後（**1月中旬**予定）、発表用のパワーポイントのデータを**令和7年2月20日（木）**までに事務局（koshueiseigakukai@mz.pref.chiba.lg.jp）へメールで提出すること。
※添付ファイルのデータ容量は約7.2MB
- ウ 学会当日はUSBフラッシュメモリでデータを持参すること。ただし、データ差し替えは認めない。

4 その他

- (1) 抄録原稿記載例（別紙1）に沿っていないものについて、事前の予告なく形式の変更を行うことがある。
- (2) 抄録原稿の取下げについては、可及的速やかに応募先に連絡すること。